

『人と自然がひびきあう、人と自然にやさしい環境のまち 玉名市』の実現

玉名市環境基本計画

〈ダイジェスト版〉

平成26年4月～平成31年3月

ごあいさつ

このたび、環境分野の総合計画となる「玉名市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画は、市民、事業者の皆さまにご協力いただいたアンケート調査結果等を踏まえ、玉名地球温暖化対策協議会 環境応援団「エコの環たまな」のみなさんによる策定協議など、多くの方々のご協力により策定できました。ここに心から深く感謝申し上げます。

地域における人々の暮らしに影響を及ぼす環境問題の苦情、相談はあとを絶ちません。

しかしながら、今回計画を策定したことで、誰もがより良い環境づくりへの気持ちを育み、他人に迷惑をかけない意識や自然環境、地球環境を守る意識を高めていただくことができるならば、これに勝る喜びはありません。

日ごろ環境施策に積極的に参画、協力いただいている皆さまの環境への思いも含めて、本市の多くの恵まれた環境資源をより良いものとして現在から未来へ継承することが、今を生きる私たちの責務であると考えます。

一方で地球温暖化問題は、市民生活や事業活動が密接に関係しており、エネルギー利用に関わる問題でもあります。したがって、私たちの生活や事業習慣を改善し、節電や省エネなどに取り組むことが求められます。

将来の世代のためにもこの問題を認識し、一人ひとりが身近なことから行動を起こす必要があるのです。そこで、環境基本計画策定においては、この点についても考慮し、可能な範囲で対策を盛り込みました。

効率的で効果的な環境対策を講じていくための様々な施策の基本指針となる本計画のもと、市民、事業者、行政が協働することで、良好な環境が確保され、本市が目指すべき将来像である『人と自然がひびきあう 県北の都 玉名』を共感できる時代が到来することを願ってやみません。



玉名市長 高崎哲哉



市民・事業者の皆様へ

目的

本計画で、本市の地域特性を活かした将来の望ましい環境像を示しました。

豊かな環境を将来の世代に引き継ぐために、総合的かつ計画的に達成すべき目標・指標を設定し、市民・事業者・行政が行うべき環境行動を示しましたので、それらを実践することで、望ましい環境像を実現することを目的としています。

計画の展開

策定した計画は、実践されて初めて意味があるものとなります。

主体者は、市民・事業者・行政であり、三者が一体となって策定した計画(P:Plan)を実践・行動(D:Do)し、結果を検証(C:Check)し、改善(A:Action)することが求められます。このPDCAサイクルによって、『人と自然がひびきあう、人と自然にやさしい環境のまち 玉名市』の実現を目指します。

そこで、本計画に示した環境行動指針(計画)を玉名市ホームページ等の広報媒体で市民や事業者に周知して行動を喚起し、実践に移します。(D)

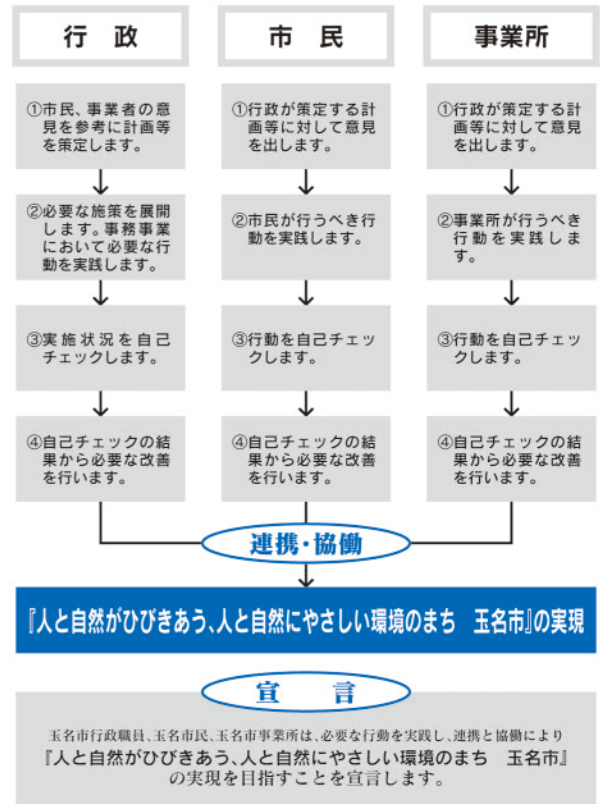
その結果を期中において自己チェックしていただきます。(C)

自己チェックの結果をもとに、次年度の重点的な取り組み項目を決定します。(A)

基本的にその後も毎年度これを繰り返し、一連のPDCAサイクルを平成31年3月までの間展開します。

また、行政施策の展開についても同様に実施(D)し、期中において実施状況を自己チェック(C)して評価し、市民や事業者にも市政広報媒体等を利用して報告した上で次年度の取り組みにつなげます(A)。

<実施体制と役割及び宣言>

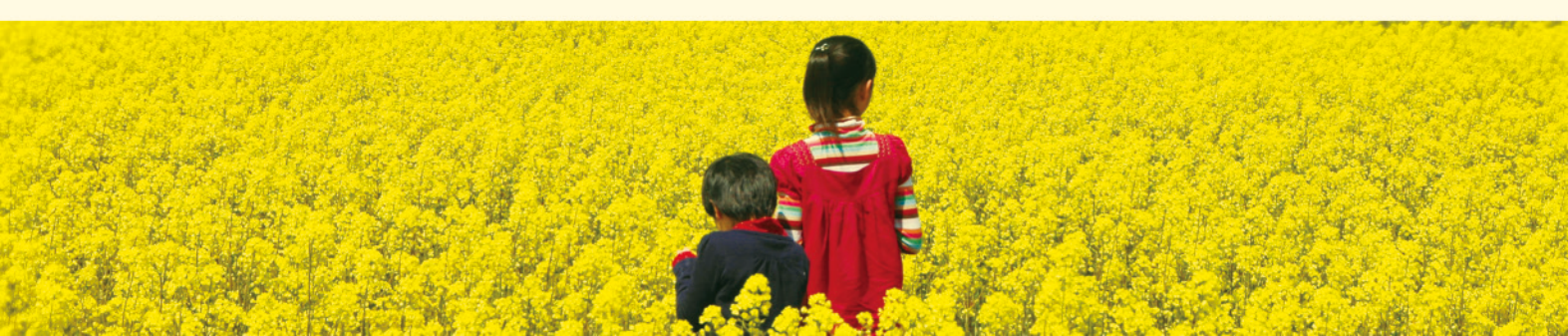


環境行動の実施状況自己チェックについて

本玉名市環境基本計画<ダイジェスト版>に掲載の「環境行動指針 取り組み状況自己チェックリスト」をコピーし、1年に1回3月末を目途に自己チェックを行い、玉名市役所環境整備課(FAX: 0968-72-2052)に4月30日までに送信ください。

なお、自己チェックリストのとりまとめは、玉名地球温暖化対策協議会 環境応援団「エコの環たまな」事務局で行います。

その結果から、玉名市と「エコ環のたまな」等で協議して必要に応じ行動項目を変更します。





便利で快適なまちづくり

(1) 魅力ある住環境の整備

・誰もが安心して生活でき、多様な世代が居住し交流できる住環境づくりに努めます。

(2) 公園・緑地等の整備

・安全快適な都市環境を形成するうえで重要な役割を担う公園や緑地などの整備推進と適正配置に努めます。

・潤いある空間づくりを目指した「花の都 玉名」づくりを進めます。

(3) まちなみの景観形成

・魅力あるまちなみ景観形成に向けて、市民意識の高揚を図ります。

・景観形成基準の設定なども視野に入れた「景観のよいまちづくり」を推進します。



人と自然にやさしい 環境のまちづくり

(1) 自然環境の保全

- ・治山・治水事業を進め、河川・海域の水質浄化を図ります。
- ・菊池川流域同盟の活動を核として、美しく親しみのもてる自然環境の保全に努め、「環境の先進地、環境立都 玉名」として全国へ情報発信していきます。

(2) 環境保全への意識啓発

- ・子どもへの環境教育、市民や企業などに向けた環境問題の啓発を推進します。
- ・地球温暖化防止や土壌、大気、水質などの汚染汚濁に対する監視体制の強化など環境保全に重点を置いて取り組みます。
- ・計画策定に先立ち実施した「玉名市の環境の現状等についての調査」結果から
(ア)不法投棄 (イ)ごみの出し方 (ウ)野焼き
(エ)野良犬、野良猫問題 (オ)環境倫理・モラル
(カ)その他、地域固有の課題
に関して、少なからず市民が問題視していることが分かりました。
いずれも、環境教育や普及啓発活動の充実が対策として求められますので、その意味においても、本項の施策を展開するものです。



(3) 新エネルギーの導入

- ・市民一人ひとりが地球温暖化防止の認識を深め、行動を起こしていけるよう、新エネルギーの導入促進について検討するとともに、市民への普及啓発に努めます。

(4) 上水道・下水道の整備促進

- ・安全で良質な水を安定して供給するために、水源の確保と有効利用に努めるとともに、給水施設の整備と効率化を推進します。
- ・地域の実情に適した下水道整備を進めます。

(5) 安心安全なまちづくり

- ・多様な災害や事故・事件への対策に万全を期す取り組みを可能な限り推進し、だれもがどこでも安心して安全に暮らせる『安心安全都市 玉名』の実現に努めます。

(6) ごみ・し尿処理と再資源化の推進

- ・循環型社会システムの構築を目指し、ごみの減量化、分別収集の徹底、不法投棄の防止、環境美化などを推進します。
- ・し尿処理については、下水道投入施設を適正に運用し、水環境の保全に努めます。



人をはぐくむまちづくり

(1) 学校教育の充実

- ・児童生徒一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を身につけ、国際化、情報化など社会の変化に対応できる児童生徒の育成に努めます。
- ・地域に根ざした学校づくりを推進し、より良い教育環境を整備するため学校の規模適正化に取り組みます。
- ・児童生徒の通学や校内での安全性の確保に努めます。
- ・コミュニティスクールの充実を図ります。
- ・人材育成などを行い、児童生徒の将来を踏まえ、義務教育9年間を見通した「小中一貫教育」も有効な手段として検討し、更なる教育の充実を図ります。



(2) 社会教育の充実

- ・生涯学習の環境整備を図り、豊かな人間形成と生きがいのある学習機会の提供に努めるとともに、家庭の本来持つ役割の重要性についての意識啓発、学校や家庭、地域が一体となった教育環境の向上を目指します。



活力とにぎわいのある産業のまちづくり

(1) 農林業の振興

- ・農業基盤整備を推進し、環境負荷の少ない自然循環型農業の展開や観光との連携も強化した多様な農業の振興に取り組みます。
- ・水源かん養など多様な森林機能の保全と放置林の再自然化を進め、木材の利活用を促進する林業を推進します。

(2) 水産業の振興

- ・漁場環境の保全と効率的な生産体制の整備を進めるとともに、他の産業や関係機関団体との連携により、観光産業としての新しい水産業の創出を図ります。

(3) 製造業・工業の振興

- ・広域交通ネットワークの整備促進や優良企業の積極的な誘致活動を推進するとともに、地場企業の育成に努めます。

(4) 商業の振興

- ・まちづくりとしての理念を基に、観光産業などの他業種や関係機関と連携、時代に応じた取り組みの支援を行うとともに、市街地に点在する空き店舗や空き地の再生と有効利用を図るなどの活性化策に取り組みます。



いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

大学を活かしたまちづくり

- ・九州看護福祉大学などと連携し、共同の研究システムの構築や若々しい独創性のあるアイデアを生かしたまちづくりに取り組みます。

みんなで進める協働のまちづくり

協働のまちづくり

- ・市民と行政との協働を進めるための環境や仕組みづくりに取り組むとともに、団体等の活動やコミュニティづくりの支援に努めます。



体系と位置付け

本市は、平成19年度に第1次玉名市総合計画を策定しました。

地方自治法第2条第4項に基づき本市が進むべき方向性を明確に示し施策を体系化したもので、基本構想と基本計画で構成されています。

基本構想は、平成19年度～28年度（10年間）を期間としており、現在、後期基本計画（平成24年度～28年度）に基づき推進しています。

また、玉名市環境行動指針を平成22年3月に発行し、平成24年度までの間、市民、事業者、行政が指針に示された具体的な行動を実施してきたところですが、本計画の策定作業において、その実施状況のアンケート調査結果を受けて内容を修正して本計画に盛り込んでいます。

構成

本計画は、第1次玉名市総合計画後期基本計画（平成24年度～28年度）及び、平成22年3月に発行された「玉名市環境行動指針」の施策との連携を図った構成としました。

そこで、第1次玉名市総合計画後期基本計画（平成24年度～28年度）「第1編第3章 施策の体系」に示された6項目の基本目標を達成するための主要施策の内、17項目の主要施策に関して、**環境の視点から整理して本計画「第3編 環境基本計画（施策）」を策定**しています。

「第3編 環境基本計画（施策）」は、速やかに取り組むべき項目を抽出し、計画的な展開が図りやすいよう整理しました。

また、市民・事業者・行政が一体となって同じ方向を向いて環境行動をすることを企図し、「第4編 環境行動指針（計画）」を策定しました。

「第4編 環境行動指針（計画）」は、平成22年3月に発行された「玉名市環境行動指針」を基にして、周知や実施状況を調査した上で整理しました。

加えて、地球環境の保全に向けた行動を促進させる為、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定しました。

むすび

今や環境問題は、温暖化による異常気象など深刻な状況を呈しており、水不足や資源の枯渇、エネルギー問題と相まって地球規模の問題となってきました。

地域におけるごみ処理や騒音、振動などの環境問題も、より改善されたものとするため、市民と事業者、行政が一体となった取り組みが、引き続き求められています。

現代におけるこれら環境問題への取り組みにおいては、地球規模と地域規模の関係を認識することが肝要であり、日常生活や事業活動の習慣を改善することが、解決策のひとつといえます。

つまり、より良い地域環境のみならず、地球環境も私たち自身が日常において作り出していくという認識です。

本計画は、立案から取り組み状況の自己チェックに至るまで、玉名市を代表する環境団体の理解と協力をいただき策定しましたが、その根底には「より良い環境は、私たち自身が作り出していく」という考えがあったからです。

市民、事業者の一層の理解と本計画の実践に期待します。

お問い合わせ
玉名市 市民生活部 環境整備課
〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地
TEL : 0968-75-1118 FAX : 0968-72-2052
E-mail : kankyo@city.tamana.lg.jp

